

議案第 29 号市川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり地方自治法第 115 条の 2 及び市川市議会会議規則第 17 条の規定により提出いたします。

平成 23 年 12 月 2 日

市議会議長 松 永 修 巳 様

提 出 者

市議会議員 戸 村 節 子

賛 成 者

市議会議員 石 崎 ひ で ゆ き

” かつまた 竜 大

” 金 子 貞 作

” 鈴 木 啓 一

議案第 29 号市川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案に
対する修正案

市川市敬老祝金支給条例（平成 9 年条例第 5 号）の一部を改正する条例案を
次のように修正する。

第 2 条第 1 号の改正規定を削る。

第 3 条の改正規定のうち同条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 77 歳になる者 5,000 円
- (2) 88 歳になる者 10,000 円
- (3) 99 歳になる者 10,000 円
- (4) 100 歳以上の者 10,000 円

附則第 2 項を次のように改める。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条の規定は、平成 24 年 1 月 1 日以後に支給要件を満たすことにより支給される敬老祝金から適用し、同日前に支給要件を満たすことにより支給される敬老祝金については、なお従前の例による。